

1. 目的

老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織し、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会参加活動を通じ、老後の生活を健全で豊かなものとし、明るい長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

2. 組織

- (1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。但し、老後の社会活動の円滑な展開を図るため、60歳未満の会員の加入を妨げてはならないものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする。
- (3) 会員数は、おおむね30人以上とする。
- (4) 老人クラブ会員の互選による代表者を1名、また、必要に応じ役員を置くことができるものとする。
- (5) 組織及び運営に関する会則を設けるものとする。
- (6) 老人クラブは、一定の事務所を置くものとする。

3. 運営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。
- (2) 会員は、クラブ活動費に充てるため定期的に会費を納入するものとする。

4. 活動

老人クラブは、会員の生きがいを高めるために、次のクラブ活動を総合的に実施するものとする。

- (1) 社会奉仕活動事業
- (2) 老人教育講座開催事業
- (3) 健康増進事業
- (4) 研修事業
- (5) その他運営上の工夫

老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に実施するものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

老人クラブ活動区分

事業名		
補助金の対象事業	社会奉仕活動 事業	清掃・美化運動 防火・防災運動 交通安全運動 募金活動の協力 ひとり暮らし・ねたきり老人への訪問（友愛訪問） 福祉施設への訪問 廃品回収 古切手等寄贈 公共物の管理 世代間交流 伝承 地域文化活動 行事への参加等の経費 その他：社会奉仕活動に係る経費
	老人教育講座 開催事業	福祉・生涯関係の学習 政治・経済・社会の学習 郷土文化・歴史その他の学習 会報の発行 話し合い（体験談・討論会・研究発表等） 定例会・理事会等 映画・演劇鑑賞 趣味・サークル活動（短歌、俳句、書道、茶道、端唄、民謡、舞踊、楽器、囲碁、将棋、手工芸等） 交通安全教室等の経費 その他：地域内における教養活動に係る経費
	健康増進 事業	医師や保健師の健康講座 栄養士などによる 生活習慣病予防の料理講習 健康診断受診促進活動 ハイキング ウォーキング ゲートボール グラウンドゴルフ ペタンク なのはな体操 ラジオ体操 リズム体操 太極拳 ソフトバレー その他：健康増進活動の経費
	研修事業	研修旅行 工場等社会施設の見学 その他：研修事業に資する経費

※ 老人クラブ活動区分の内容欄に記載された事業は「事業報告書」と「事業計画書」に記入する。